

被害にあった女性のための電話相談

03-3207-3692

水曜日 午後6時～9時 / 土曜日 午後3時～6時
(祝日を除く)

Tokyo Rape Crisis Center

わたしたちはあなたを支援します

東京・強姦救援センターは

1983年に女性たちによって設立された

日本で初めての強姦救援センターであり、民間のボランティア団体です。

被害にあった女性のための電話相談を行っています。

プライバシーは完全に守られます。

センターの本

ブックレット「もし、強姦の被害にあったら」

600円 送料160円(新書版56頁)

心理・医療・法律の知識をまとめました。

「レイプ・クライシス」学陽出版刊

1500円 送料310円

第6回市川房枝基金受賞をもとに、1989年に開催した、

東京・強姦救援センター連続講座の記録集。

現在この本は書店での販売は終了しています。

センターに若干在庫があります。

●本のお申し込みは郵便振替でセンターにご送金ください。

賛助会員になってください

東京・強姦救援センターは、全員女性のボランティアスタッフと賛助会員の方の会費によって運営されています。あなたも賛助会員になってセンターを支えてください。賛助会費は年間1口3000円で何口でも結構です。賛助会員にはセンターニュース(年3回発行)をお送りします。

*郵便物の差出人が強姦救援センターでないほうが良い方は、その旨お知らせください。個人名でお送りします。

お申し込み

郵便振替 00190-4-93429

東京・強姦救援センター

- 通信欄に「賛助会費・新規」とし、郵便物の差出人に個人名を希望される場合はその旨をお書き添えください。
- 郵便振替が利用しにくい場合、郵便小為替、または小額切手(なるべく80円切手)での送金も受付けています。

募集しています

- 電話相談スタッフ(女性のボランティア)
6ヶ月間のトレーニングを受ける必要があります。
- アドバイザー
専門的分野(弁護士・産婦人科医・精神科医等)で協力してくださる女性の方。ご連絡ください。

東京・強姦救援センター

136-8691 東京都江東区城東郵便局私書箱7号
03-3207-3692

<http://www.tokyo-rcc.org>

わたしたちは
あなたを支援します

03-3207-3692

水曜日 午後6時～9時 / 土曜日 午後3時～6時
(祝日を除く)



東京・強姦救援センター
Woman Support Woman



強姦は

女性に対する支配・征服・所有が性行為という形をとった暴力です
女性が望まないすべての性行為です
女性への暴力を容認し助長している、この社会全体の問題です

被害にあったあなたへ

●あなたが望まない性行為は強姦です。

人間にとってプライバシーは譲ることのできない基本的な権利です。身体は精神と同じく守られるべきプライバシーであり、あなたの身体はあなた自身のものです。誰かが勝手に触れたり、性行為を強要することはできません。

●被害にあったのはあなたのせいではありません。

あなたにはいかなる責任（落ち度）也没有ありません。

●あなたの気持ちをいちばんに。

被害にあったらどうするかは、あなた自身が自分の気持ちに沿って考えることが大切です。こうすべきとか、こうしなければならないということはありません。

身近な人が被害にあったら

●身近な人が被害にあったら、あなた自身も強いショックを受けるでしょう。助けになる方法が分からなかったり、どのように接したらよいのか途方にくれるかもしれません。けれども、その動揺を彼女にぶつけないでください。彼女に必要なのは、責めないで話を聞いてくれることです。

●彼女にかわってあなたが決定し、行動してはいけません。被害後どうするかについては、彼女自身が決めることです。

強姦は暗い夜道で見知らぬ男だけが引き起こすものではありません。安全なはずの場所で、信用していた男から被害を受けることが多いのです。

身なりや振るまいなど、被害者の行動が強姦の原因ではありません。強姦の原因は加害者です。

衝動的な犯罪ではありません。犯行は意図的かつ計画的に行われています。

加害者はさまざまな物理的、心理的手段を使い、被害者を脅し従わせます。抵抗がないことを同意だとする見方は大きな誤りです。

知っておくと良いこと

■性感染症の心配

検査には適切な時期があります。例えばHIV（エイズウィルス）は被害後3ヶ月以降に検査をします。

■妊娠の心配

被害後72時間以内に、緊急避妊ピルの使用で妊娠を防止できます。（このピルを扱う医療機関は限られています。）

■警察に告訴したいとき

事件のあった場所を管轄する警察署へ行きます。告訴は加害者を罰して欲しいと意思表示することで、被害を伝えるだけの被害届とは別なので注意してください。

※事件後6ヶ月以内だった告訴期限は、2000年6月8日より撤廃されました。ただし、それより前に起きた事件の告訴期限は6ヶ月です。

■損害賠償を請求したいとき

加害者に対し損害賠償を請求するには、弁護士を代理人に立てるなどして、直接交渉する、簡易裁判所に調停を申し立てる、民事裁判を起こす（事件後3年以内）などの方法があります。

●上記についての詳しい情報が必要な場合はセンターで提供できます。